

第 88 回国民スポーツ大会・第 33 回全国パラスポーツ大会 競技役員等養成事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 第 88 回国民スポーツ大会・第 33 回全国障害者スポーツ大会沖縄県準備委員会会長（以下「会長」という。）は、第 88 回国民スポーツ大会・第 33 回全国パラスポーツ大会を沖縄県で開催するに当たり、第 88 回国民スポーツ大会の正式競技（冬季競技を除く。）及び特別競技の県内競技団体並びに、第 33 回全国パラスポーツ大会の正式競技の競技運営主管団体（以下両大会の実施主体を「競技団体」という。）が行う実施競技の運営に携わる審判員、運営員、競技補助員等（以下「競技役員等」という。）の養成確保のために要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和 47 年沖縄県規則第 102 号）。に定めるもののほか、この要綱に必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第 2 条 前条の補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の種類、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする競技団体の長（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる関係書類を添付し、会長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画一覧（様式第 2 号）
- (2) 事業実施計画書
（様式第 2 号の 1）
（様式第 2 号の 2 - ①）（様式第 2 号の 2 - ②）
- (3) 収支予算書（様式第 3 号）
- (4) その他会長が必要と認める書類

2 第 1 項の規定により申請書を提出するときは、電子メールに申請書等のファイルを添付して送信することにより、提出することができる。なお、補助金交付申請書（様式第 1 号）のファイル形式は、PDF とする。

(補助金の交付決定及び通知)

第 4 条 会長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認められるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第 5 条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、当該通知に係る補助金の交

付決定の内容及びこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書面を会長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の内容変更等)

第 6 条 補助事業者が第 88 回国民スポーツ大会・第 33 回全国パラスポーツ大会競技役員等養成事業（以下「補助事業」という。）の内容、経費の配分又は事業計画について変更し、補助対象経費の総額が増額又は 20% を超える減額となる場合は、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第 5 号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により申請書を提出するときは、電子メールに申請書のファイルを添付して送信することにより、提出することができる。なお、補助事業変更承認申請書（様式第 5 号）のファイル形式は、PDF とする。
- 3 会長は第 1 項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金変更交付決定通知書（様式第 4 号の 1）により通知するものとする。

(補助事業の廃止)

第 7 条 補助事業者は、補助事業を廃止する場合には、補助事業廃止承認申請書（様式第 6 号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により申請書を提出するときは、電子メールに申請書のファイルを添付して送信することにより、提出することができる。なお、補助事業廃止承認申請書（様式第 6 号）のファイル形式は、PDF とする。
- 3 会長は第 1 項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助事業廃止承認通知書（様式第 4 号の 2）により通知するものとする。

(補助事業の状況報告)

第 8 条 補助事業者は、補助事業の遂行中、会長の要求があったときは、速やかに補助事業遂行状況報告書（様式第 7 号）を会長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により報告書を提出するときは、電子メールに報告書のファイルを添付して送信することにより、提出することができる。なお、補助事業遂行状況報告書（様式第 7 号）のファイル形式は、PDF とする。
- 3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けなければならない。

(補助事業の実績報告)

第 9 条 補助金の実績報告は、補助事業実績報告書（様式第 8 号）によるものとし、補助事業者は次に掲げる書類を添付し、事業完了の日から起算して 30 日を経過した日、または補助金の交付決定のあった年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績一覧（様式第 9 号）
 - (2) 事業実績報告書
（様式第 9 号の 1）
（様式第 9 号の 2 - ①）（様式第 9 号の 2 - ②）
 - (3) 収支決算書（様式第 10 号）
 - (4) その他、会長が必要と認める書類
- 2 第 1 項の規定により報告書を提出するときは、電子メールに報告書等のファイルを添付して送信することにより、提出することができる。なお、補助事業実績報告書（様式第 8 号）のファイル形式は、PDF とする。

（補助金の額の確定及び通知）

- 第 10 条 会長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助事業者へに通知するものとする。
- 2 前項の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（様式第 11 号）により行うものとする。

（補助金の交付）

- 第 11 条 会長は、前条の規定により補助金の額の確定を行った後に、補助金を交付するものとする。
- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金精算払請求書（様式第 12 号）を会長に提出しなければならない。
- 3 補助金の額の交付決定通知を受けた者が概算払により補助金の交付を請求しようとするときは、補助金概算払請求書（様式第 13 号）を会長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

- 第 12 条 会長は、次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
 - (2) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 補助事業者又は役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当することが確認されたとき。
 - (4) その他この要綱に違反したとき。
- 2 前項の規定による取消しの通知は、補助金交付決定取消通知書（様式第 14 号）により行うものとする。

（補助金の返還）

- 第 13 条 会長は、前条の規定により補助金交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、取消しを決定した日から 15 日以内の期限内、そ

の返還を命ずるものとする。

- 2 会長は、第 10 条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助金の額を確定した日から 15 日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 前 2 項の期限内に納付がない場合、会長は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を命ずるものとする。
- 4 第 1 項及び第 2 項による返還の命令の通知は、補助金返還命令書（様式第 15 号）により行うものとし、第 3 項による納付の命令の通知は、加算金納付命令書（様式 16 号）により行うものとする。

（証拠書類の保存）

第 14 条 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整理保管しなければならない。

（その他）

第 15 条 その他、この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業の種類	補助対象となる競技及び経費	補助金の額
1 中央講習会等派遣事業	<p>1 対象競技 国スポ 正式競技、特別競技 全 38 競技 全スポ 正式競技 全 14 競技</p> <p>2 経費 審判員・要資格運営員の資格の取得及び同資格の維持並びに審判資質の向上を図るため、第 88 回国民スポーツ大会・第 33 回全国パラスポーツ大会に競技役員等として従事する見込みの者のうち、競技団体が必要と認めた者を中央（ブロック）競技団体が主催する講習会・審査会や全国（ブロック）大会等へ派遣するのに必要な経費。</p>	別に定める
2 県内講習会等開催事業	<p>1 対象競技 国スポ 正式競技、特別競技 全 38 競技 全スポ 正式競技 全 14 競技</p> <p>2 経費 審判員・要資格運営員の資格の取得及び同資格の維持並びに審判資質の向上を図るため、中央（ブロック又は県内）から講師を招き、第 88 回国民スポーツ大会・第 33 回全国パラスポーツ大会に競技役員等として従事する見込みの者のうち、競技団体が必要と認めた者を対象とした講習会・審査会等を開催するのに必要な経費。</p>	別に定める